



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
30 1 2 3 4 5

始



周
防
鑄
錢
司
史

周防鑄錢司史目次

- 第一章 吉敷郡河東地方の畧史
第二章 鑄錢司
第三章 官制及び貨幣
第四章 關係古紀
第一節 初期の鑄錢司及び鑄業
第二節 第二次の鑄錢司及び鑄業
(一) 武藏鑄錢司
(二) 近江鑄錢司
(三) 河内鑄錢司
(四) 大宰府鑄錢司
(五) 播磨鑄錢司
第三節 中古地名の起源
第四節 長門鑄錢司及び周防鑄錢司の並置
第五節 第二次長門鑄錢司
第六節 大和鑄錢司
第七節 鑄錢の例外
第八節 鑄業の官營及び私營
第九節 第二次の周防鑄錢司
(一) 司家時代
(二) 濱上山時代
(イ) 鑄造の貨幣
(ロ) 灰燼後の貨幣
(ハ) 地金の產出地并に年賦課額
(ニ) 惡貨の遞送法
(ホ) 雜給米及び備品消品
(ヘ) 職工員數及び鑄貨年額
(ト) 鑄錢司官制
(チ) 鑄錢司長官
(リ) 鑄錢司神社昇格及其灰燼
第十節 岡田鑄錢司
第十一節 葛野鑄錢司分所

周防鑄錢司史

山口縣吉敷郡陶村

天慶三年周防鑄錢司が灰燼に歸してより既に一千有餘年の星霜を重ね其間風伯は輕塵を飄し雨師は行潦を酌んで遺蹟は數尺の下に埋もり港灣は膏田に化して舊態を窺ふべからず、又地名の轉訛地域の變遷多く往昔に逆りて容易に搜求すること難し故に先づ地方の略史を述ぶべし。

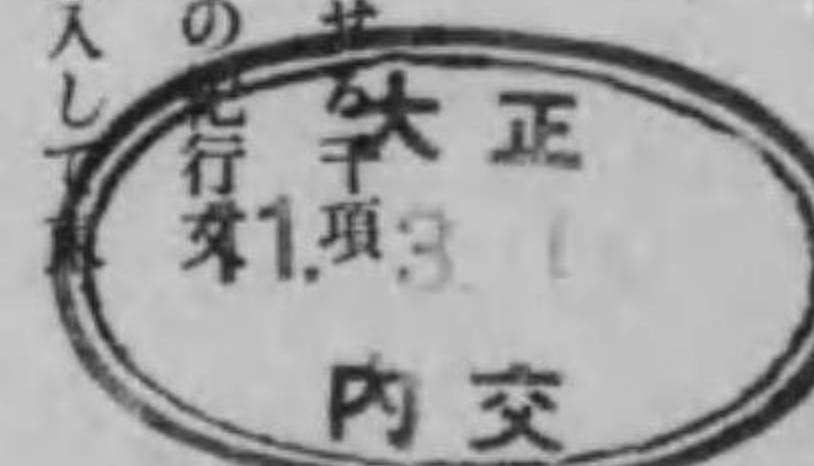
第一章 吉敷郡河東地方の畧史

吉敷郡南部の大半は往古魚介の住所となり波浪の翻弄せる所たり、蓋し土石、井關、構野、長澤、横曾根の諸川の流域に介在せり。沃野は寛永正保の項までは皆大なる江灣をなし海水奥に朝貢せり、應安四年九月今川貞世が鎮西探題として赴任せる際の行跡の記載によれば、今川了俊道行振又は文明十一年長月連歌の大家三善宗祇のものせし筑紫道記には當地の地形を實寫せり、即ち佐波湾は深入して東は防府右田地方より西は大道村切畠に延び吉敷湾は陶鑄錢司地方を洗ふて大歳の盆地に舟筏を送り近く安永年間に至るまで龜谷山下に千石丸碇船せりと云ふ。

鑄錢司が存在せし時代の下級行政區劃は郡郷に分れ郷を以て其単位となせり、而して吉敷郡を十郷に區劃し河東は八千多實の二郷より成立せり、本郡を南北に等分せる中央山脈と佐波吉敷の兩灣に狹まる、帶狀の地盤は八千郷にして現今の大道村字小俣大道及び陶鑄錢司の北部に在る開闢以來の土地を包轄せり、又大原南地方より以南にして秋穂半島の脊椎山脈の間に散在せる狭巷の廣袤を多寶郷と稱せり。

鑄錢司は昔日の八千郷内に存在し吉敷湾の一角水深き四通八達の良港に接せり其政廳は字系根に設置せしものゝ如し、當時地名の文字は宰を用ひしものにて國史には貞觀元慶の頃より之を記し毛利氏の時代も亦之を製用せり、蓋し宰を系根に代へしは左傳の故

(一)



(三)

事より出しあるべし、一説には四ヶ辻裏政所を以て之に擬する者あれども初め鎌倉時代には官衙を公文所と唱へ建久年間より政所と改めたれば此時代の遺名にして庄司又は地頭の邸宅の表示なるべし、八千郷は封建時代に入り二分して東部即ち今的小保大道下津良大海地方を小保庄と云ひ西部即ち今の陶鑄錢司地方を瀧上庄と唱し寛文開作慶安開作等干拓せられてより庄の號を廢して陶村と稱せしあり、鎔錢司村と唱へしことあり、或は各別に分離して其稱號を呼びしことあり、當時行政區劃は毛利氏の直轄領若しくは給領の地域に因りて定まり陶村と云ひ鎔錢司村と云ふも只地理上の名稱に過ぎざるなり、但し其起源は遠く陶村字越崎の窯跡は千四百年前の物にして和同六年產物の名を地名となすの法令あれば之を察し得べく東部の里を鎔錢司と稱せしも此前後なるべし、明治三年に至り遂に綾木川を界とし東を鎔錢司村とし西を陶村と確定して千年以前造幣せし地方は後者の地域となれり。

地名并に地域變遷表

鄉制				慶長五	同十八	寛永二	慶安二	元祿十二	寛保二	文化元	天保十四	明治三
八千郷	多寶郷	秋穂庄	秋穂庄	鷺上庄	小俣庄	赤崎村	大海村	赤崎村	大海村	赤崎村	大海村	二島村
鷺上庄	小俣村	附石赤崎村	大海村	鷺上庄	小俣村	附石赤崎村	大海村	附石赤崎村	大海村	附石赤崎村	大海村	二島村
陶村	小俣村	附石赤崎村	大海村	陶村	小俣村	附石赤崎村	大海村	附石赤崎村	大海村	附石赤崎村	大海村	二島村
正徳三 灘島村	技市村 陶村	鑄錢司村	臺道村	正徳三 灘島村	臺道村	附石青江村	大海村	附石青江村	大海村	本郷村	本郷村	二島村
名田島村	陶村	鑄錢司村	臺道村	名田島村	陶村	附石青江村	大海村	附石青江村	大海村	本郷村	本郷村	二島村
名田島村	陶村	鑄錢司村	大道村	名田島村	陶村	附石青江村	大海村	附石青江村	大海村	東本郷村	西本郷村	二島村
名田島村	陶村	鑄錢司村	大道村	名田島村	陶村	附石青江村	大海村	附石青江村	大海村	西本郷村	西本郷村	秋穂村
名田島村	陶村	鑄錢司村	大道村	名田島村	陶村	附石青江村	大海村	附石青江村	大海村	東本郷村	東本郷村	二島村

陶村は山陽鐵道線四ツ辻驛及小郡驛の間に在る避諱の一寒村あれとも鑄錢司の設置時代は日本歴史を大なる關係を有し無元十三年九十年人皇四十五代聖武天皇天平二年此所に良好ある銅鑄を盛に發掘し初めて開發の端緒を啓き其後七年天平九年十一月鑄錢司を設置してより人皇六十一代朱雀天皇天慶三年鳥有に歸するに至るまで前後通して二百年以上の期間は其主要の事件は皆中央の記録に網羅せられ一定の場所に於ける一定の事件に對し中古國史に其記事多きは比類稀なり此地より產出する地金を貨幣の原料となすは言ふ迄もなく遠く中國、四國、九州の鑄造地より瀬戸内海の便に依り運送せる地金は此造幣局にて鑄造せられ又諸國より蒐集したる惡貨の改鑄も行われ而して後通貨として播布四散せしめたるなり勿論金融機關なき時代なれば貨幣を頒布して融通せしむる爲には貯金者授位法調庸米の替金法旅人の錢貨必携法等種々の法方を用ひたれども就中鑄錢司の俸給米備品消品に至るまで盡く他國より此地に送致せしめたることは盛大なる貿易港となすの動機となり諸國貨物の集散吞吐地として増々繁榮し東は今宿より西は構野の入江に到るまで延長一里餘の帶狀地彊は中央に鑄錢司を狭み東西に人家櫛比して山谷より海岸に達したることは今猶ほ越峠、峠下、足留等の山腹に殘存せる陶器窯其他の遺蹟に徵するも明あり時宛も中古の黃金時代に際會し旺に朝鮮隨唐の文物を輸入模擬せし折なれば其餘沫を享けて發展したるや疑ふし越峠には數基の登窯の根跡を有し陶器破片は南部朝鮮より發掘せる高麗顯わす最も巧妙ある計曆器なり殊に此地方には天保十三年の調査に據るもの及び其後の廢寺を合して三十有餘の寺跡あり又十個の現寺を有せるは恰も鎌倉の今昔に旁観たり社寺の新立は遠くより之を許さず寶永七年分けて嚴禁の幕令あり纔に廢寺再興のみ許可したれば此等は皆昔日より存在せしものなり又寺院の外過古の盛衰を量る尺度たる塚墳墓等も多く存在し神社の數も他に類似稀なり中にも黒山神及び火山神は貞觀十五年九月從五位の下に昇格し山田神も亦元慶二年六月同位に昇格したるが如きは其一班を知るに足るべし此等の隆盛も鑄錢司の火災に因り漸次寥々賑わざりしも猶ほ山陽大路の要驛たる位置を失わず彼の大内氏が山口に據りて枝葉を張るに及んで再た恢復し其要港を田島より秋穂に移すに至つて交通の衝に方り陶弘賢は此地を食邑として城を築きたれども其子弘政に及びて富田の若山城に移轉したるを前驛とし續ひて大内氏滅亡して寂莫に傾き遂に永祿十二年十月大内輝

(四)

弘豊後の大友氏の銳兵五千騎に將として舳艤相繼ひて秋穂白松の二港より上陸し毛利氏の本城山口の空虚を突かんとして進退兩度の接戦を此地方に開展し戰塵濛々兵燹炎々神社佛閣民家等皆炎上し中古の舊都も忽ちに燒土と化せり爾來採石の爲荒廢に歸せし福西山脈の砂礫及び構野川の土砂は堆積して吉敷灣を埋め終に干拓地となりて良港たる資格を失し其繁榮を小郡大道の諸市に分譲して今日の蕭條たる狀態に至れり。

切島湾干拓、期表 (佐波湾の西部)											
村名		開作名		築造期		開作名		築造期		開作名	
大	道	陶	長妻内	岩淵下	天正五	大	道	天正九	岡田、小島、 見玉、文政一〇	築造期	
道	村	名	田島	元祿	二	新開作	安永三				
大	島	陶	上田大里	元祿六	小島	明治三					
道	島	田島	山手下	文明二以前	龜谷北	慶安三	中渡西	延寶二			
村	島	上田大里	元祿六	小島	明治三						
道	島	陶	中渡東	元祿三							
道	島	田島	大渡	延寶二	住	吉貞享四	寄江	元祿一五			
道	島	上田大里	中渡東	延寶二	住	吉貞享四	寄江	元祿一五			
道	島	陶	嘉川	天保二	北ノ江	天保一〇					
道	島	田島	嘉川	天保二	北ノ江	天保一〇					

文明十二年宗祇の筑業道記中津の市の冲には海水湾入し其堤防崩れて危きことを記せる故小郡町山手下の開作は此時既に築造せられたるあり。

第二章 鑄錢司

我國の貨幣は最初支那朝鮮より調貢其他の法に依りて輸入せしが 天武天皇六年十一月始めて鑄錢司を置かれ又 持統天皇八年三月鑄錢司三人の任命ありたり、當時地金の產出は 天武天皇白鳳三年に發見したる對馬須佐附近の大銀山の外 持統天皇朱雀五年發見の伊豫御馬山の銀坑のみなれば所謂無文若くは花形銀錢の原料銀の外金銅の地金は調貢又は交換に依りて全く輸入せられたるあり、文武天皇二年因幡周防の二國より銅を産したる記事あり、就中後者の鑄坑は吉敷郡達理山にして是より二十年後 聖武天皇天平二年三月銅の試煉云々の記事と同一の鑄山にして更めて作業を記錄したるに止まり又 文武天皇三年十二月設置して直大肆意美麿を以て長官とせられし鑄錢司の位置も亦同一の場所なりと斷定する史家あり、惟るに陶村に於ける鑄錢司蹟中國史に場所を明記せる司家並に瀧上山を除き字系根に二ヶ所、鑄錢司村字福西原及び四ヶ所に各一ヶ所、大道村字切島山崎に一ヶ所通計五ヶ所に時代未定のものあり、住吉鑄錢司は皆鑄山に在りたれば此の五ヶ所中一若しくは二は此時代のものにあらずや、達理山が若し鬼穴所在地なりとせば此遺跡は福西原なるべく彼の大正十年玖珂郡新庄村に於て和同開稱と共に發見せし無文銅錢は其遺物にあるにあらずや。

元明天皇和同元年武藏國秩父郡箕山より史上有名なる銅坑採掘せらるゝに至りて地金豊富とあり帝の三年鑄錢司の官制を定め整理せる官衙となせり、造幣は最初鑄山に於て行はれ帝の御宇には武藏、近江、河内、大宰府、播磨等にて和同開稱を鑄造し催鑄錢司なるものを置きて監督せしめたり、昔日の採鑛法は頭脈の軟弱部及富礦部のみを採掘せし故に永く繼續せず又は山間避地にして食料を運搬すること不便の地多ければ不作の年には忽ち廢山するを常とせり、かくして和同開稱は和同元年より 淳仁天皇天平寶字四年まで約四十五年間断續して各地に於て鑄造せり、此錢文の葉錢は近古に至りて鑄錢の際祝福の意にて爐開きに鑄造するの恒例あ

(五)

りたり。

長門國長府に於てはこの前後に鑄錢司設置せられ天平の初年には彼地一ヶ所ニあり同二年三月周防國熊毛郡牛嶋及吉敷達理山の鋸
礪を製煉して其原料ミなせり、鑄型は粘土にて作り山口教育博物館に陳列せるものは其遺物の一あり、鞴の羽には厚さ五六分にして中央に八分餘の風坑ありて先端は狹小ニなれり、埴堀は直經七八寸深さ二寸の鉢形にして前者ミ共に耐火粘土にて作り其断面は當時の陶器と同一あり、天平七年閏十一月更に鑄錢司を置き翌々九年十一月史生六人を増加し通計十六員ミるし周防國吉敷郡達理山附近に鑄錢司を分置せり。

周防鑄錢司跡にして初期に屬するものは字系根山の隙間に散在せり、同所西ヶ峰の頂に近く灰炭の廣大なる層あり、其粉炭多きは或は所用の木炭蒸の所在地なるやも計り難けれども其下部にして字得錢平なる地には灰炭の外鐵滓を混せるを以て鑄錢の遺蹟るるべし、尙ほ降りて鍛冶屋床ある地あり、鑄石の硫黃を發散せしむる焙燒爐の根跡あり、最低部の一は殘骸多く周圍を粘土及石にて作り下に木材を焚きて燒礪せし焚口あり、勾配五分の一以上の傾斜面に階壇形に五基の窯ありしもの、如く左右の壇は交互に作り一方は鑄石を運搬する通路の如く他は焚口の如し、又地中に溝穴を作り之に木炭を焼續を混入して鞴にて送風製煉せし如き場所あり愈々降りて山林の麓に用水池あり、其堤防には約四十年前錢型類似のものを埋没せしと傳ふる者あり、縣立山口教育博物館に陳列せる和同錢型は此の附近の土蔵の厚壁より出せしと云ふ、又村社春日神社に二個を所藏し他の二個は明治二十八年十一月十一日東京古錢會報告主任中川近禮に貸附せしが彼の日本百科大辭典第五卷第六百六拾五頁在中の錢鎔寫眞の元像ミあり而して後現今の所有者に轉じたるものあるべし、此池の下方子北口の田地の表土下數寸に於て多量の鑄滓を埋藏せり、此上下には二個の池を築き上部のものは嘗て決壊せしこありて太だ地形を損して考古するに難けれども初期の遺蹟たるや明示り、又東隣鑄錢司村字政所に於て明治四十三年排水工事に際し銅の附着せる鞴の羽口を多く發見し其周圍一反歩に於て鑄滓類を埋藏せるが其遺物は長府より發掘せしものに等しければ或は鑄錢司若くは銅器の製造所なるべし、又同村福西山下字福西原に於ては長さ一町以上に亘る廣大なる灰炭の層ありて深さは四尺に達せり其灰多きは焙燒爐又は精煉所ありたる如し、此山脈は三十年前砂防工事を施設して土砂の崩壊流出を運搬したること決して疑ふべからず。

八千郷の脊面に連綿せる山脈は本郡を南北に二分し中央に於て丁字形に分岐して南走せる支脈を有せり、此中に在りて大海福西の諸山稍々怒り蜿蜒起伏しつゝ西に龍宮、火野、幸崎に延る枝脈を擁して一の半島を構成せるが本支脈共に花岡岩又は花崗質岩ありて石英白雲母等を交へ中にも石英は硝子原料として明治二十五六年頃盛に採取せられて今は少きも昔日は多く露出せり、而して銅坑の舊跡は此丁字山脈中に散在し彼の達理山は採掘量多き銅山なりしこと史上有名あり、陶村鍛冶屋坂、錢頭、得錢平鑄錢司村北部一帶より大道村字切畠の西山廢坑に連る縁峯は一体の接觸礪床にして今猶ほ黃銅礪又は黃鐵礪を散見し中にも鑄錢司村林大鼓平附近及び其脊面ある切畠金山等には露出せるもの稍々多し、南方に在りては福西大海の諸山に此微候多く福西の鬼穴は其箸大なるものなり、深さ數十間に達し中には當時の坑燈を置きし棚等今猶ほ存するミ云ふ。

昔日の採礪法は發見に易き谿間の露頭より水平坑道に開鑿し礪脈の軟弱にして多量ある部分のみを採掘するの常にて多くは同一の場所に數坑を並設せり、對馬の大銀山の如き當時地ト四百尺の深さに達し延暦十五年には之を排水する爲別に租稅の附加をなせり鬼穴も亦同じく脆弱なる山谷の崖壁を掘鑿して二條を作り凄肅にして深く今や蝙蝠の巣窟ミ化せり、又製煉に要する木炭製造所の遺蹟たる粉炭層は郡の南北に散見するを得るなり。

達理山の所在は諸説紛々たれども現今福西山なるべし、其山相は昔日より地殼を顯せし如く鬼穴の側面には滲あり、山谷の露頭にして人家に近く注目に易くして恐らく我國第一發見の銅坑あるべし、鄉名を多寶郷と稱し理は字義實の道にして之に達する山な

るは強知奉強附會の説にあらずして和同六年の地名制定法を見るも和名抄諸國郡郷考其他之に關する諸説を參照するも其起因明なり、尙ほ切畠金山を西山と稱し系根舊蹟地を西峠と云ひ當山は特に福を冠して福西山と呼ぶにあらずや、其坑道深く其灰炭層廣く培焼用材の濫伐亞硫酸瓦斯等の爲に山林の廢棄せるを伺ふも明あり、斯の如くあれば第二次舊蹟は系根にして螢石が既に冶金媒剤として使用せられしと否とに關せず此石の關係より察するに切畠は第五次の遺蹟なるべし。

聖武天皇の御代には周防の達理山手島の外美禪郡長登銅山、攝津多田の大銅山佐馬の明延銅山等發見せられ有名ある奈良東大寺の大佛像等建立せられたり。

淳仁天皇天平寶字四年三月萬年(銅)大平(銀)開基(金)の三貨鑄造せられ 稽德天皇天平神護元年神功開寶鑄造せられて後三年鑄錢司は大和國添上郡田原に移轉し新錢は主として此地にて造られたれども避地にして置設期間短少あり。桓武天皇延暦元年三月鑄錢司を廢止し同九年十月之を舊に復し同十五年十一月降平永寶の鑄造あり此新錢發行の結果同十九年限り舊錢の通用を禁じ改鑄を行へり。平城天皇の大同年間には大鑛山發見せられ但馬生野、陸中細倉、因幡の蒲生、岩代半田等より銀を出し、備中吉岡、長門櫻鄉より銅を產し後記の二者は共に永く鑄錢の原料となれり。

嵯峨 天皇弘仁元年十二乘銅を用ひて新錢を鑄造せる記事あり、此舉又は隆平永寶の新鑄の何れが山城相樂郡岡田に於てなされたるにあらずや、天長四年七月三日付大政官符鑄錢司に醫師を置くの許可書中此司岡田に在るの日云々ありて同所にて發掘せし塙

塙類は長府の遺物と異なることあし。

嵯峨天皇弘仁七年七月鑄錢司を廢止し同九年之を長門長府に再置して國司を以て長官を兼ねしめ富壽神寶を造れり、當時の地金は美禪郡長登并に阿武郡櫻鄉より運送せしを以て非常に困難を嘗め同年より十二年七月迄は毎年五千六百七十貫文を鑄造せしも銅の產出額少く遠隔の地にして却て周防鑄錢司の舊地に近ければ十二年之を移轉せり。

周防鑄錢司再興の地は宇司家あり、海に臨める丘上に在りて舊藩時代には此臺地一般の字を司家と書せしを明治六年土地測量の際正護寺なる寺院あるを以て其東部の地に寺家の名を存し他は引地ある字に變更せり、現今人家の前面に放て開展せる平垣地數町歩

の廣袤は其遺蹟にして鑄滓木炭類の遺物を表土以下數寸乃至尺餘の地に陸續として埋藏せり、此臺地は陶家二代の城趾にして遺蹟は多く損傷せられたれども東部は崖を成し下に南若川の跡あり、此側面の地を片山と書するも昔は型上と記し鑄錢型を見しことありと言ふ者あり、若し果して信ありとせば初期の鑄錢司も亦一時此地に在りしなるべし。

司家に於ては弘仁十二年より天長五年迄は毎年三千五百貫文を鑄造し是より承和元年に至る五ヶ年間は毎年一万一千貫文を鑄造し天長三年より七ヶ年間は惡貨の改造をも行へり、承和元年より他の原料供給不足し遂に長門一國に一万一千貫文に對する地金を供給せしめたりしが承和八年に至り再び三千五百貫文の年額に減少せり、而して承和二年正月承和昌寶を初めて發行せり、此年石見の人民に雜役を免して採銅法を教授し其產銅を供給せしめたり。

承和十四年正月司家の鑄錢司を數町の東方瀧上山に遷せり、現今の鑄錢坊又は錢庫と稱する臺地なり蓋し昔日鑄錢司を有せし地方は今猶ほ大同小異の地名を有するを恒とせり、彼の大宰府管内に於ては周船寺と唱へ長門長府に於ては修禪寺と云ひ武藏秩父に於ては鑄錢房と稱し山城加茂村には錢司と呼べり、此地の遺蹟は顯著にして北部山林中より字向原の南端に連りて作業所ありしもの、如く南北に亘りて鑄滓木炭の粉末を埋藏し字宗石錢庫西湖の此方にも亦此種の遺物散在せり、和同開稱以降は唐法に習ふて型は砂鎔を用ひ其遺物は字西湖の西北方の低地に炭末と共に殘存せり、塙は炭末を粘土にて固めたる如く之に酷似のものを發見せり、殊に山林下には石英及び長石の熔解物を見るは踏鞴を使用せるもの、如し、昌泰二年五月二十八日付職工減員の大政官符の未文、但、鑄錢之道薪炭爲本。而樵路漸嶮。炭竈更遠。前年一日之單。當今數日之功。云々は當時の現状を知ることを得べく元來銅の培焼には二晝夜以上を費して燃料を要すること多く又製煉には多大の木炭入用にして既に炭窯にて之を造りたること明るり。

鑄錢坊に移轉して嘉祥元年に長年大寶を貞觀元年に饒益神寶を鑄造して貞觀七年九月山城國相樂郡加茂村字錢司に移轉して此新錢を作ること纔に二ヶ月間、同年十一月之を閉鎖して採銅地となし再び當地を開司し貞觀十二年貞觀永寶を新鑄せり、此新錢は山城國葛野郡葛野分所に於て分鑄せられたれども存立期間僅々月餘にして其地は他の民有田地と交換拂下をふせり、又寛平元年に寛平

大寶を延喜七年に延喜通寶を鑄造せり、又鑄錢司の烏有に歸せし後 村上天皇天德二年乾元大寶の新錢發行せられたれども何れの地にて鑄造せられたるや分明ならず。

銅鉛の產額動もすれば減退する恐ある故天長貞觀の頃には養老令中の贖銅法を官人雜色に適用し銅を官に納めて其罪を贖ひ承和十五年國司にして定額の銅を納めざる時は其國の既定公廨を沒して賠償せしむる法律を定めて督勵し而して後之を中止せり、貞觀五年には採銅獎勵法として授位法を布き貞觀十八年には長門に銅器を製して賣買することを禁じて銅の濫用を戒め元慶元年に至り漸く美作の加夫良和利山、比智奈井山、備前佐々山等より銅鑛を發見し同五年本司に近き石見國美濃郡丸山銅山發見せられて漸く地金の潤澤を來し又元慶二年大宰府より鑄夫百人を豊前規矩郡に送り仁和元年長門より銅手一人宛穴掘一人を豐後に送りて探銅法を傳授して以て地金を得昌泰二年までは職工八十人を常に雇傭して毎年一万一千貫文を鑄造し是より年額は三千五百貫文に減し職工は四十八人に減員せり又曆朝惱める贋造貨幣并に磨滅錢を改鑄する爲め遞送するには護衛兵を附して其責任を各國守に負わしめたり斯の如くして延喜式制定の頃には地金の供給地は備中長門豊前等の諸國となれり。

第三章 官制及び貨幣

鑄錢司の官吏は長官次官判官主典鑄錢師錢型師史生等あり、又天長の初より醫師を常置せり、長官は専任のことあり、國司の兼任のことあり、専任の場合は五位前後の國司級の人を置き其秩限は四年のことあり、六年のことあり、最初は専任長官にして後は國司兼任となり、佐波郡國衛より來りて事務を監督せり、次官は専任にして秩限なく殆んど同級位の人なり、又將領型生鑄手鐵工木工職人等ありて官吏職工共に人員は増減常よく其雜給米は約稻九万束即ち白米四千五百石にして備後周防伊豫の三ヶ國の公租の中より各々定額を支給せり、後海賊横行するに及んで他國の課稅を減して周防國主として負擔せんに至れり。

此の外鑄錢司必要の備品消品一切は備後周防長門伊豫筑前豊前肥後の諸國より支給する定めにて以て交易を盛にし貨幣の分布融通の圓滑を計れり、而して種々の弊害を防ぐ爲め鑄錢司官吏は周防守土着の人を採用するを禁じ毎年十一月上京せる朝集使をして事務

報告並に史員の任免黜陟の上申をあさしめたり、當長官として知られたる者を左に擧ぐ、此の内には重任又は再任せられたる人あり

専任無期 小治直人	都奴福人	安部甥麿	丹墀弟棍
三統眞淨	伴河男	藤原直道	阿部宗行
菅原景盛	大宅麿		

中古の貨幣の種類は金銀銅及び鉛の四種ありて金貨は開基勝寶のみにて直經八分量三錢一分強の物なり、銀貨は和銅開瑞及び大平元寶の二種に限れり、金銀共に流通の量時區域等極めて狹少にして言ふに足らず、銅貨は銅に鉛を混して送り之を唐銅と稱す、其鉛少くして性質佳良なるものを後世耳白と云ひ惡きを錢錢と稱せり、其形状は皆圓くして中央に方孔を有し徳川時代の葉錢と等し、和銅錢は是より約九十年前に鑄造せる唐の開元通寶に酷似せる故に之に習ひたるや明瞭なり、其比は銅四文と銀一文と同じく換算するときは凡二三一との比例なり、銅の高價なりしは發見の際にして量僅少なればあり、養老五年正月の令達には銀一銅二十五銀一兩一百錢と定め尋て錢二百錢と布達せり、銅の產出額増加し價額下落せしを知るべし、又鉛錢は承和昌寶、延喜通寶、乾元大寶の三種ありて其中に銅を含有せるも其比例少數なりしあり。

鑄錢は最初鑛山を追ふて行われ必要に應して開司せられ 光仁帝の御代には全く此學なきが如く斷續常なかりしが弘仁の末年再び国防鑄錢司を開司してより銅の產出量増加し世の進歩も著しく爲に固着して間断なく作業を繼續せり、當時達理山脈の鑛脈も終焉に近づきたれども薪炭、耐火、粘土等豊富にして且つ海陸の交通四通八達の地なれば原料の運輸其他の便益多大ありしに因り永續したるあり、隆平永寶以前は歴史明細ならず鑄錢の場所を確實に知る能わざれども所謂皇朝十二錢を表にて示さん。

中古鑄造貨幣表

名稱	發行年號	品質	直經	錢文筆者	鑄造場所
和銅開錢	元明天皇	銀	八分	藤原義魚	近江

三

和銅開錢	同	銅	八分	同	武藏、近江、河内、播磨、大宰府、長門、周防
開基勝寶	淳仁天皇 天平寶字四年	金	八分	吉備眞備	周防？
大平元寶	同	銀	未祥	同	周防？
萬年通寶	同	銅	八分	同	周防？
神功開錢	稱德天皇 天平神護元年	銅	八分	同	周防？
富壽神寶	桓武天皇 延曆十五年	銅	八分	桓武天皇	山城岡田？
承和昌寶	嵯峨天皇 弘仁九年	銅	七分五厘	嵯峨天皇	長門、周防
長年大寶	仁明天皇 承和二年	銅	六分五厘	僧空海	周防
饒益神寶	仁明天皇 清和天皇	銅	七分	仁明天皇	周防
貞觀永寶	喜祥元年 貞觀元年	銅	七分	春日雄繼	周防
寬平大寶	宇多天皇 寬平元年	銅	六分	藤原氏宗	山城葛野(月餘)
延喜通寶	醍醐天皇 延喜七年	銅	六分	宇多天皇 菅原道真	周防
乾元大寶	村上天皇 天德二年	銅	六分	醍醐天皇	周防
天武天皇十二年四月戊午朔壬申詔曰自今以後必用銅錢莫用銀錢。(同上)				阿保懷之	未祥
本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、日本紀畧、日本逸史、扶桑畧紀、宇多天皇實錄、					
持統天皇八年三月乙酉以直廣肆大宅朝臣曆、勤大貳臺忌寸八島、黃書、連本實等拜鑄錢司。(同上)					
天武天皇六年十二月初置鑄錢司。(同上)					
文武天皇二年九月壬午周芳國獻銅鑄。(同上)					
續日本紀評註其他此鑄山を以て聖武天皇天平二年三月丁酉記事中吉敷郡達理山と同一のものを推定せり。					
文武天皇三年十二月庚子始置鑄錢司、以直大肆中臣朝臣、意美曆爲長官。(續日本紀卷一、日本紀畧前篇九)					
初期の鑄錢司は皆鑄山に在りしを以て此司は二年九月壬午發見せし周防國達理山に在りしものゝ如し。					
文武天皇大寶元年三月甲午對馬貢金、建元爲大寶元年。(續日本紀卷一、日本紀畧前篇九)					
其他丹波より錫を陸奥より金を紀伊國阿堤飯高牟漏の三郡より銀を貢ゆり。					
和銅開錢	同	銅	八分	吉備眞備	周防？
開基勝寶	淳仁天皇 天平寶字四年	金	八分	吉備眞備	周防？
大平元寶	同	銀	未祥	同	周防？
萬年通寶	同	銅	八分	同	周防？
神功開錢	稱德天皇 天平神護元年	銅	八分	同	周防？
富壽神寶	桓武天皇 延曆十五年	銅	八分	桓武天皇	山城岡田？
承和昌寶	嵯峨天皇 弘仁九年	銅	七分五厘	嵯峨天皇	長門、周防
長年大寶	仁明天皇 承和二年	銅	六分五厘	僧空海	周防
饒益神寶	仁明天皇 清和天皇	銅	七分	仁明天皇	周防
貞觀永寶	喜祥元年 貞觀元年	銅	七分	春日雄繼	周防
寬平大寶	宇多天皇 寬平元年	銅	六分	藤原氏宗	山城葛野(月餘)
延喜通寶	醍醐天皇 延喜七年	銅	六分	宇多天皇 菅原道真	周防
乾元大寶	村上天皇 天德二年	銅	六分	醍醐天皇	周防
天武天皇十二年四月戊午朔壬申詔曰自今以後必用銅錢莫用銀錢。(同上)				阿保懷之	未祥
本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、日本紀畧、日本逸史、扶桑畧紀、宇多天皇實錄、					
持統天皇八年三月乙酉以直廣肆大宅朝臣曆、勤大貳臺忌寸八島、黃書、連本實等拜鑄錢司。(同上)					
天武天皇六年十二月初置鑄錢司。(同上)					
文武天皇二年九月壬午周芳國獻銅鑄。(同上)					
續日本紀評註其他此鑄山を以て聖武天皇天平二年三月丁酉記事中吉敷郡達理山と同一のものを推定せり。					
文武天皇三年十二月庚子始置鑄錢司、以直大肆中臣朝臣、意美曆爲長官。(續日本紀卷一、日本紀畧前篇九)					
初期の鑄錢司は皆鑄山に在りしを以て此司は二年九月壬午發見せし周防國達理山に在りしものゝ如し。					
文武天皇大寶元年三月甲午對馬貢金、建元爲大寶元年。(續日本紀卷一、日本紀畧前篇九)					
其他丹波より錫を陸奥より金を紀伊國阿堤飯高牟漏の三郡より銀を貢ゆり。					

第四章 關係 古記

類聚三代格、延喜式、西宮記、類聚國史、大日本史等の中古史より鑄錢司に關する記事を抜擢し之に近代著述せられたる關係書籍の短評を添附す。

天武天皇三年三月庚戌朔震對馬國司守忍海造大國言、銀始出レ干ニ當國、即貢レ上、由レ是大國授ニ小錦下位、凡銀有ニ倭國ニ初出レ干ニ此時、故悉奉ニ諸神祇ニ亦同小錦位以上大夫等、（日本書紀卷二十九）

天武天皇十二年四月戊午朔壬申詔曰自今以

第一節 第一次の壽司及び廣島

文武天皇二年三月乙丑因幡國獻二銅鑄（續日本紀卷一）

續日本紀評註其他此鐮山を以て 聖武天皇天平二年三月丁酉記事中吉敷郡達理山を同一のものを推定せり。

初期の鑄錢司は皆鑛山に在りしを以て此司は二年九月壬午發見せし周防國達理山に在りしものゝ如し。

其の如きより陽子塵奥より金を巴伊國河堤坂高半端の三郡水の限を貰ひ。

(四)

元明天皇和同元年春正月乙巳武藏國秩父郡獻_ニ和銅（續日本紀卷四、日本紀畧前篇九）

(一) 武藏鑄錢司蹟秩父郡箕山字鑄錢房に在り。

和同元年二月甲戌始置_ニ催鑄錢司。以_ニ從五位下多治比真人三宅麿_ニ任_レ之。（同上）

同年五月壬寅殆行_ニ銀錢

同年七月丙辰令近江國鑄_ニ銅錢

八月己巳始行_ニ銅錢（同上）

(二) 近江國鑄錢司。

和同二年正月壬午向者頒_ニ銀錢_ニ代_ニ前銀並行。自今以後私鑄_ニ銀錢者其身沒官（同上）

三月甲用制凡交_ニ關雜物_ニ其物價、銀錢四文已上即用銀錢、其價三文已下皆用_ニ銅錢（續日本紀卷五）

八月乙酉廢_ニ銀錢_ニ行_ニ銅錢（同上）

大政官處分河内鑄錢司官屬賜_ニ祿考選一准_ニ寮焉（同上）

(三) 河内鑄錢司。

和同三年正月丙寅大宰府獻_ニ銅錢（續日本紀卷五）

(四) 大宰府鑄錢司蹟は系島郡周船寺に在り。

和同三年正月戊寅播磨獻_ニ銅錢（同上）

(五) 播磨鑄錢司。

和同三年九月乙丑天下禁_ニ銀錢（日本紀畧前篇九）

冬十月岬定畜錢法。恐望_ニ利百姓或多盜錢、於律私鑄猶輕罪法故權立重刑、禁斷末_ニ然私鑄_ニ錢者斬。從者沒_ニ官。家々皆流。五保知而不_レ告者與同罪。（續日本紀卷五）

第三節 中古地名の起源

元明天皇和銅六年五月申子 制 定

諸國郡名著_ニ好字_ニ其郡內所_レ出銀銅彩色草木禽獸魚虫物具銀色目土地山川原野各號所由又古老相傳舊聞異事載_ニ史籍_ニ只宜_ニ言上_ニ。（日本紀畧前篇九、扶桑畧紀卷六）

和銅開稱錢は和同元年より 淳仁天皇天平寶字四年まで約四十五年間斷續鑄錢せられたり。

第四節 長門鑄錢司及周防鑄錢司の並置

聖武天皇天平二年三月丁酉周防國能野郡牛嶋西汀吉敷達理山所_レ出銅試加治練、並堪_ニ爲_ニ用便令_ニ當國採治以充_ニ長門鑄錢（續日本紀第十聖武紀）

達理山の銅は長門鑄錢司の原料_ニなり後に周防鑄錢司の地金を是より供給せり前者は豐浦郡長府修禪寺に在り、天平二年以前に存在せしも設置の時期不明なり。

大平七年閏十一月庚子更置_ニ鑄錢司（日本紀畧前篇十聖武記）

九年十一月甲戌加_ニ置鑄錢司史生六員_ニ通_ニ前十六員（續日本紀第十二卷聖武記）

天平十三年八月丁亥從五位下多治真人家主爲_ニ鑄錢長官（續日本紀卷十四）

前造幣局官吏にして古錢實地研究家佐野英山氏の著書鑄貨圖錄卷乾には天平九年十一月長門鑄錢司を周防に分置したことを明記せり、周防鑄錢司蹟に於て和同開寶の型を發見したる事實あれば之を證して餘あり地金は達理山に於て豐富にして其遺蹟

大なれば後には此所に全く移轉したるものなるべく天平十三年八月專任長官多治家主を任命したるは其證佐なり、長府鑄錢司

は國衙の所在地にして専任長官の必要なくこの前後共に全く國司兼任にして別に専任長官を任命したことあればなり。

孝謙天皇天平寶字元年六月壬辰從五位上文忌寸馬譽爲鑄錢司長官。（續日本紀卷二十）

(一) 萬年、大平、開基三貨の鑄造。

淳仁天皇天平寶字四年三月丁丑勅錢之爲用行之。久公私用使莫甚於斯頃者、私鑄稍多、僞溢既半、賴將禁斷、恐有驕擾、宜新造

新與舊並行、庶使無損於民、有益於國。其新錢文日萬年通寶以一當三舊錢十。銀錢文日大平元寶以一當三新錢十。金錢文日開

基勝寶以一當二銀錢之十。（續日本紀卷二十二、日本紀畧前篇十一）

(二) 神功開寶の鑄造并田原鑄錢司。

天平神護元年神功開寶初て鑄造せられてより後三年鑄錢司は大和國田原に移轉せり。

稱德天皇天平神護元年九月丁酉更鑄新錢、文日神功開寶與前新錢並行於世。（續日本紀卷二十六、日本紀畧前篇十一）

(三) 鑄錢司の廢置。

桓武天皇延暦元年三月癸亥錢價既賤宣下且罷造宮勅旨二省、法花鑄錢兩司、以充府庫之寶、以崇簡易之化。（續日本紀卷三十七）

桓武天皇延暦九年十月甲午復置鑄錢司。（續日本紀卷四十）

(四) 隆平永寶の鑄造。

桓武天皇延暦十五年十一月辛丑始用新錢奉伊勢賀茂松尾社施七大寺及野寺。（日本逸史第六卷）

此新錢發行の結果として延暦十九年限り舊錢の通用を禁じ大に改鑄を行へり

延暦十七年十二月乙未加鑄錢司史生二員通前十員（類聚一代格卷四）

平城天皇大同年間には大鐘山發見せられ但馬生野陸中細倉因幡の蒲生岩代半田等あり銀を出し備中吉岡長門櫻郷より銅を産し後記の二銅山は共に永く鑄錢の材料をあれり。

(五) 鑄錢司の廢止。

嵯峨天皇弘仁七年七月、戊寅廢鑄錢司。（日本逸史二十六）

嵯峨天皇弘仁元年十二月丙戌錢司用乘銅進新錢一千三十貫。因茲鑄錢長官從五位上三島真人年嗣授正五位下。次官從五位下大枝朝臣繼吉從五位上自餘六位以下客作兒已上叙位賜祿有差。（日本後記卷二十、日本紀畧前篇十四）

弘仁四年八月丁酉賜鑄錢司官人祿有差以利錢也。（類聚國史卷百七）

第五節 第一次長門鑄錢司

弘仁九年再置の鑄錢司は職員の員數其他の状態を察するに只長門鑄錢司のみの如し此所にて富壽神寶を初めて鑄造し其地金は遠き山間の長門國阿武郡櫻郷及美福郡長登より運搬せり。

嵯峨天皇弘仁九年三月庚寅改長門國司爲鑄錢使定長官一員、次官一員、判官一員、主典三員、鑄錢師二員、造錢型師一員、史生五員其官位者相準廢鑄錢司秩限者一同國司之法。（日本逸史卷二十六、類聚三代格卷四）

弘仁九年八月戊午敕長門國部内不要驛家土所馬五十五匹朝使無往還之要。公民有守飼之費。宜每驛置馬匹自餘充鑄錢料鉛馱。

弘仁九年九月辛巳朔詔曰改錢文曰富壽神寶。（日本逸史卷二十六、日本紀畧前篇十四）

弘仁十一年二月丙戌省鑄錢司判官一員。（主典類聚國史卷百七）

弘仁十一年六月甲戌下知大藏省曰鑄錢司所進新錢、雖文字頗文明而不失體勢亦有小疵行用無妨宜猶檢納。（日本逸史二十八卷）

弘仁十二年七月壬戌符爾被大政官今月十六日符爾鑄錢使解依去弘仁九年六月十一日申官支度帳件錢每年作可進而始自九年至今年掘採之銅乏少作物之數有欠。望請五千六百七十貫文之内減定三千貫文。每年作貢但豐銅三年隨郡陪作不以必限也。

(日本逸史二十九卷)

第六節 大和鑄錢司

(一八)

大和鑄錢司蹟は添上郡山邊郷即ち現今の田原村に在り山間避地にして存在期間短少なり。神功開寶は後に主として此地に於て鑄造せられ彼の周防長門兩司の地金供給地たりし豊浦郡厚狹郡等の銅調を中止して綿納に變更したる記事を見るも其消息を窺ひ得べし。

稱德天皇神護慶雲元年十二月丁酉從五位上阿倍朝臣三縣爲田原鑄錢長官刑部大輔如故（續日本紀二十八卷）
神護慶雲元年十二月丙寅私鑄錢人王清麿等四十人賜性鑄錢部流羽國（續日本記二十八卷）

天平神護二年是年民私鑄錢者先復相尋配鑄錢司。

駆役著鉛於其馱以備逃聽鳴追捕焉（續日本紀第二十七卷、日本紀畧前編十一）

神護慶雲二年二月乙巳長門國豐浦郡厚狹郡宣養蚕乞停調銅代令輸綿（續日本紀第二十九卷）

神護慶雲二年五月甲子授鑄錢長官從五位下阿部朝臣清成從五位上（續日本紀第二十九卷）

大政官符

定私鑄錢首從并家口罪名貳並載鑄錢壹首處遠流從處徒三年家口處徒二年半以前得明法曹司解被右辨官宣恤刑部省解備和銅四年格云私鑄錢者斬從者沒官家口皆流者天平勝寶五年官符備奉勅私鑄

錢人罪致斬刑自今以後降一等處遠流者今首已會降從并家口猶居本坐首從之法罪合減降輕重相倒理不可然謹請官裁者宜定罪法申上者謹案誠盜律云謀反者皆斬父子沒官祖孫兄弟遠流名例律云共犯罪者以造意爲首隨從者減一等又云死三流各同爲減者今此較輕重仍從者減首一等處徒三年家口減從一等處徒二年半

寶龜十一年十一月二日（續日本紀第三十六）

第七節 鑄錢の例外

一 貨幣の鑄造變造は暦朝の嚴禁せらるゝところにして之を犯す者は財產刑休刑等に處せられ専ら鑄錢官營の威儀を保つに務めた
りしが茲に例外を設け私鑄を藤原仲磨即ち後の惠美押勝に允許せられたれども其反逆を企つるに至り之を官沒せり。

淳仁天皇天平寶字二年八月甲子以紫微內相藤原朝臣仲磨更給功封三千戸功田一百町別聽鑄錢事及用惠美印（日本紀畧前
編十一）

天平寶字六年正月甲戌賜大師藤原惠美朝臣押勝近江國淺井高島二郡鐵穴各一所同八年九月乙巳官沒之（續日本紀二十四卷、日本紀畧前編十一）

第八節 鑄業の官營及び私營

大寶令典鑄司の條には金銀銅鐵を鑄貨することを掌ることを記載し金銀の採掘は官營とし銅鐵の採鑄は民業とする定め養老二年には贋銅法を定め死罪は銅二百斤流罪は銅百斤乃至百四十斤を官に納めて罪を贋ふ制を布きしが其後何れも官行として直轄に採鑄して國司に監督をあさしめ又避地には別に採銅使を置きしが漸次にして大鑄山のみを直營とし他は民業に任せ庸調として其地金を賦課せり銅一斤は稻四束弱即ち白米二斗に換算するものと規定せり。

令義解卷十雜令（大寶令）

凡國內有出銅鐵處官未採者聽百姓私採若納銅鐵折宛庸調者聽自餘非禁處者山川藪澤之利公共之。

凡知山澤有異寶異木及金玉銀彩色雜物處堪供國用者皆申太致官奏聞。

延喜式卷五十雜

凡對馬銀者任聽百姓之私採但馬國司不在此例（生野銀山）

元明天皇 和同八年美作國英多郡鐵山崩（續日本紀卷四）

貞觀元年二月十九日以長門國醫師從八位下海部男種麿爲採銅使詔三個年內所進銅鉛年別各足三千斤者須借從五位其後三

年内成其數者隨爲眞。(三代實錄卷二)

諸使公文事

太政官符應以鑄錢司返抄勘會稅帳採銅料物數充支。

右得採備中國銅使前權介弓削秋佐解狀。備檢案內前司之時以下在民身租穀便充行採銅料徵納之間均留民間不得全收而國偏依出符立用稅帳使雖陳牒更由國曾不承引望請合鑄錢司返抄勘會稅帳立用者案去仁和四年六月二十三日符備得彼國解備令下銅所例至三千請用役夫料物先注所採半熟銅數送國加實檢然意充行料物而採銅使秋佐牒備不被實檢銅數早速被行料物者回茲國與使執論牒狀再三往復徒爲言煩還擁公夏仍今所申者役夫料物依先例實檢之後充行爲當依使牒不更勘知充行乎謹請官裁者右大臣宜宜准先例勘知所採銅數然後合行料物者今大納言正三位兼行左近衛大將太皇太后宮大夫藤原朝臣良世宣奉勅若依稅帳不會返抄恐採銅之憂勤情難知若依返抄勘出稅帳亦恐行物之國還煩勘出今順役夫料物者依前符行之稅帳立用者依返抄勘之長門豐前亦宜准此寬平元年十月二十一日

(字多天皇實錄卷一類聚三代格卷十二)

凡備中長門豐前等國送鑄錢司銅鉛返抄者副稅帳進之。」

延喜式卷二十三民部下

凡鑄錢年料銅鉛者備中長門豐前等國每年採送鑄錢司即以司返抄勘會調庸抄帳。

凡鑄錢司所進年料錢隨所進數且附細丁收收文至十年終令進總帳勘會已訖乃與返抄。」

凡備中長門豐前等國採銅鉛料稻斤別充三束九把六分五厘七毫

延喜式卷二十五主計下

貞觀十一年二月二十日戊甲大政官處分停遣長門國採銅使付國宰採進焉(日本三代實錄第十六卷)

貞觀五年十月一日辛酉制長門國採銅所雜色四人預勘籍(三代實錄卷五)

第九節 第二次周防鑄錢司

周防鑄錢司蹟は初期に屬するもの吉敷郡鑄錢司村字福西原四ヶ辻に各ヶ所陶村字系根山にヶ所大道村字切島にヶ所あれとも何れが文武帝の御代何れが聖武天皇御代以降に官行せられしか審かならざれども嵯峨天皇弘仁七年七月全く鑄錢司を廢して後再置せる場所は字司家あることは明なり其移轉の時期は判然せざれども寛平八年三月四日付大政官符に弘仁十三年云々の記事あるを以て其以前なるは明瞭なり同十二年七月吏員の増員并に其他の記事を参照するに此年に行れたる如し富壽神寶錢文の大字の物は弘法大師の染等にして其新錢の布施ありたることは其法德を彰すると共に移轉を祝福するものなるべし從來新錢の記事ある時は必ず改鑄又は開司を祝する場合のみむればなり其地金は地下の達理山脈の產鐵無毛の手島長門の櫻郷長登備中農後等より需要せり其鑄造年額は三千貫文乃至一刀一千貫文にして惡貨の改鑄も行れ又承和昌寶初めて鑄造發行せられたり。

(一) 司家時代

大政官符應增加鑄錢使官員一事

判官一員主典一員

右太政官去二月十五日下式部省符備太政官去弘仁九年四月十五日贍勅符備件便官員定長官一員次官一員主典二員者大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣奉勅前件二員宜從廣省者今得使解備所行之事非營鑄錢局內雜務觸類多端差科無人庶事有闕望請猶復本員者右大臣宣奉勅依請。

弘仁十二年七月十日

弘仁十二年七月丁巳新錢二万施空海法師(日本紀畧十四)

弘仁十三年二月朔私鑄錢不論首從令鑄錢司終身役之(日本逸史類聚三代格十二卷)

弘仁十四年七月辛未長門國鑄錢勞異他國連年旱疫人民乏紀仍逸當年庸。(日本逸史卷三十)

天長元年六月發已授鑄錢使長官從五位下小治朝臣直人從五位上。(類聚國史九十九卷)

天長三年九月乙酉下民部省符爾相轉舊錢鑄造新錢之間。宣下停鑄錢料銅令進年料熟銅千斤。(日本逸史三十四卷)

太政官符 鷹省史生一員置醫師上事。

右得鑄錢司解備檢案內此司在岡田之日典樂醫師一人別置司家今醫師停置療治無方。望請省史生置醫師謹請官裁者。

中納言兼左近衛大將三位行民部卿清原真人夏野宣奉勅依請。天長四年七月三日(類聚三代格卷四)

太政官符 應鑄錢司判官復舊事。

右得彼司解備。司家奉判官一員。依太政官去天長二年十二月三日瞻勅符被減三次官一員。判官一員。史生五員。而今年料之鑄倍於前年鑄作之事分配人少。望請依舊加判官一員者。中納言兼左近衛大將從三位行民部卿清原真人夏野宣奉勅依請。天長五年二月十七日(類聚三代格卷四)

太政官符 應鑄錢司秩限定六年一事。

右得鑄錢司解備檢案內鑄錢支度有先後二卷自弘仁十二年迄天長五年作三千五百貫文。一卷自天長六年迄今年作一萬一千貫文。今被太政官去六月二十三日符備。太政官同月二十二日下長門國符備。司解備舊錢既盡無銅可鑄仍言上者。左大臣宣依舊充之者。支度有先後未知所准據謹請處分者。同宣奉勅依件作之。承和元年十月九日(類聚三代格卷十四)

承和二年正月戊辰令鑄新錢。詔曰。文曰。承和昌實以新幣之一當舊錢十新之與舊宣令並用。(續日本後記卷四)

太政官符 應鑄錢司秩限定六年一事。

右太政官去天長八年三月五日下式部省符爾大納言正三位兼行左近衛大將民部卿清原真人夏野宣奉勅件司遠置周防赴任之吏不異國司。自今以後秩滿解任准國司但鑄錢師等非此限者。今被右大臣宣備奉勅鑄錢司職此異國司。四年爲限多累交替宣改前格更定六年。承和二年三月庚寅(續日本後記卷四、類聚三代格卷五)

太政官符 應補雜工十二人事。

鑄手五人。造錢形生四人。鐵工一人。木工一人。

右得鑄錢司解備檢案內造年料錢三千五百貫文之日。被給雜工八人。而加作錢七千五百貫文。忽一万一千貫文。因茲雜工若備公事闕息。望請依件加增。通前爲二十人。謹請官裁者。右大臣宣奉勅依請。若有死闕隨即補之不得補他色。

承和四年四月一日(類聚三代格卷四)

承和八年春正月壬申朔癸巳從五位下都努朝臣福人爲周防守二月丁未爲兼鑄錢官周防守如故。(續日本後記)

太政官符 定探送鑄錢司年料銅鉛數量。

銅一萬六千二百三十三斤五兩一分二銖

鉛八千一百六十六斤十兩二分四銖

右得長門國解備檢案內太政官去承和元年六月二十二日符備。去天長三年九月二十一日下民部省符備。相轉舊錢鑄送新錢之間。宜停鑄錢料銅令進年料熟銅千斤者。今得鑄錢司解備舊錢既盡無銅可鑄者。右大臣宣依舊充行者。宜待司支度依件採送者。當時之吏移彼司請支度而報云年料可造錢一萬一千貫文料銅五萬一千三百三十三斤。鉛二萬五千六百六十六斤十兩一分四銖者。今案民部省去弘仁十二年七月二十八日符備。被太政官今月十八日符備。得鑄錢使解備。依去弘仁九年六月十一日申官支度帳一件錢每年鑄作可進。而始自九年至十今年掘探之銅乏少作物之數有欠。望請五千六百七十貫文之內。減定三千貫文每年作貢。但豐銅之年隨即倍作不以此以此數者。右大臣宣奉勅爲定三千五百貫文者。仍可採送年料銅一万六千三百三十三斤五兩一分二朱鉛八千一百六十六斤十兩二分四朱。雖然當其時未有採足。而彼鑄錢司自去承和元年以來一萬一千貫文用度。令送銅七萬七千斤。今覆舊例銅七万七千斤是鑄送古錢之用度非掘採新銅所以爲自非神力何及件數望請銅鉛各方斤定爲年料者。右大臣宣奉勅依三千五百五貫文用度令採送之。承和八年閏九月二十九日(類聚三代格卷十四)

承和十四年正月乙未周防國鑄錢司言遷立司家東方鴻上山者許之遂伐樹木也。(續日本後記十七卷)

(二) 濡上時代。

(二四)

萬上山は現今の西連寺山にして鑄錢坊錢庫向原等は其遺蹟の存する所なり、昔日は東西に海水潤入し海運の便にして日暮固の利あり。

(イ) 鑄造の貨幣。

一、長年大寶

仁明天皇嘉祥元年己亥令鑄新錢詔文曰長年大寶。 (日本紀畧十六卷)

二、饒益神寶

貞觀元年十月二十八日是日鑄錢司進鑄錢奉諸名神并諸山陵及頌賜親王已下各有差。 (日本三代實錄卷二)

貞觀十一年七月四日庚申制左右京百姓輪調新錢十文徭五畿內調亦同焉。 (日本三代實錄卷十六)

三、貞觀永寶 山城國葛野に於て分鑄す。

貞觀十二年八月五日乙酉鑄錢司進新錢貞觀錢一千一百十文貢文賜東宮十貫文頌賜親王已下五倍以上見參者各有爲自諸司六位官人迄諸衛府駕輿丁衛士皆預思察焉。 (日本三代實錄卷十八)

貞觀十二年十一月十七日乙丑分遣使者諸社奉鑄錢司及葛野鑄錢所新錢又近葛野鑄錢所宗像櫻谷清水堰小社五神奉鑄錢所新錢。 (日本三代實錄十八卷)

貞觀十四年九月二十五日壬辰新錢貞觀錢文字破滅輪郭無全丸在賣買嫌辨大半。謹責鑄錢司令分明鑄作。 (日本三代實錄卷二十二)

應沒私鑄錢者出宅資財支僉載錢錢部。

右檢非違使起請備謹案法條無可沒入私鑄錢者財物而使等至分沒其舍宅資財雖非法意行來成倒望請編之朝章嚴退其好者右大臣宣奉勅依請。 貞觀十六年十二月二十六日 (三代實錄第二十六)

五、寛平大寶 寛平元年四月二十七日癸未改鑄貨日寛平大寶。 (日本紀畧前篇二十)

五、延喜通寶

醍醐天皇 延喜七年十一月三日詔改寛平大寶錢貨爲延喜通寶一以當舊錢之十新與舊並令通用之。 (日本紀畧後篇一)

(ロ) 灰燼後の貨幣
乾元大寶
村上天皇 天德二年三月二十五日改鑄貨文延喜通寶爲乾元大寶。 (日本紀畧後篇四)

村上天皇 天德二年四月八日己未今日右大臣於伏座仰外記令因幡介廣兼圖書尤阿保懷之昔新錢文但被用懷之字採抑當時能書李頭道風朝臣大内記藤原文正也道風眼暗不堪細字文正觸穢仍懷之書錢文。

村上天皇 天德三年四月五日庚辰賜新錢於諸社諸寺使可差進之由仰神祇官中務省。 (同上)

村上天皇 天德三年八月二十八日戊寅下新錢論奏。 (同上)

(ハ) 地金の產出地及び其賦課年額

貞觀十二年二月二十五日丁未令備中備後兩國探進鑄錢司料銅。 (日本三代實錄卷十七)

陽成天皇 元慶元年十二月二十三日乙未。

美作國真嶋郡加夫良和利山大庭郡比智奈井山備前國津高郡佐々山有銅故吉備麿堀探進其探銅勅遣內匠大允正六位布勢朝臣安峯與國寄監地檢校屬探令安峯還向進所探之銅。 (日本三代實錄卷三十)

(二五)

(二)

元慶五年三月七日乙卯散位從五位上陽侯忌寸水岑言石見國美濃郡都茂鄉丸山嚴石峰嶽索締數十里。銅工膳伴案歷真髮部廣世等言日此山出銅。於是勅遣木工少局從七位上紀朝臣真房史生從八位上真髮部安雄等檢察焉。
(日本三代實錄卷三十九)

仁和元年三月十日乙丑大政官處分下知長門國送銅手一人、掘穴手一人、於豐前國採銅使許。以下豐前國民未習其術也。
(三代實錄卷三十三)

延喜式卷二十六 主稅上。

凡鑄錢年料銅鉛者備中國銅八百斤。長門國銅二千五百十六斤十兩二分四銖。鉛千五百十六斤十兩二分四銖。豐前國銅二千五百十六斤十兩二分四銖。鉛千四百斤每年探送，即以鑄錢司收文，進官下所司合勘會稅帳。

凡備中、長門、豐前等國採銅鉛料稻、斤別充三束九把六分五厘七毫。

大政官符

應沒不送造錢料物諸國司公廨上事。

右得鑄錢司解備。諸國所送年料雜物。或冬時乃送逾年纔來。由此一年作物輕年不成。四季料錢闕時不貢。謹案延曆十四年七月春運達限解見任者。而猶不填。右大臣宜奉勅自今以後若有雜米未進無間多少國司史生已上皆奪公廨沒為官物者。而不慎格旨常致延引若不張必行之制何濟。要作之事。望諸國所送年月二十日以前令送畢。若有未進准其數依格沒公廨。事須司詳錄載其色相當物數專使言上然則人情有畏國用無闕謹請官裁者。左大臣宜依請。

承和十四年二月二十九日
(類聚三代格卷十四)

太政官符

應下依銅鉛并鐵未進不沒公廨上事。

右得長門國解備。民部省去年四月十日符備。被太政官去三月二十九日符備鑄錢司解備。鑄錢之道寡依料物而諸國解體常致未進

承和十五年二月二十八日
(類聚三代格卷十四)

太政官符

一應停止鑄造銅器交易民間上事。

右得採長門國銅使鑄錢司判官弓削秋佐解狀國須採得部內之銅全送納鑄錢司上而檢核踈忽勤送納於是百姓任意私採鑄造雜器一只事商買積習爲常難輒可改。例進欠少職此之由。望請殊下嚴制將從停止若有外犯之輩者國司注名言上。郡司并百姓浪人等隨所犯多少決杖以下罪。以前條事謹請官裁者。左大臣宣依請。

一應採銅料物充行當郡一事。

右同前解狀備使民之道功食爲先。而件料物不充當郡下行他郡因茲百姓爭遁不赴役所。預長愁吟作事既倦。望請採銅之郡除例舉例用之外不行國司公廨并雜用。將充採銅之料然則預事易濟諭論自絕。

以前條事謹請官裁者。左大臣宣依請。

延善式卷五十 雜式。

凡造鑄錢司舊錢路次國差加勇幹健兒遞送若致亡失者令當國司填納。

(ホ) 雜給米及備品消品賦課地并其年額。

延善式卷十六 主稅上。

備後國正稅公廨各二十四萬束。國分寺料二萬束。鑄錢司俸料二萬八千束。修理池溝料一萬五千束。救急料八萬束。

(二六)

周防國正稅公廨各二十一萬束。國分寺料二萬束。文殊會料二千束。鑄錢司俸料二萬八千束。修理池溝一萬束。救急料八萬束。伊豫國正稅公廨各三十萬束。大學寮料一萬束。國分寺料四萬束。文殊會料三千束。鑄錢司俸料二萬八千束。修理池溝料三萬束。救急料八萬束。俘囚料二萬束。

太政官符

應_ニ停_レ納_レ官便送_ニ鑄錢司庸米一百二十斛一事。

右得_ニ周防國解_レ備。被_ニ太政官去承和十四年十二月一日符_レ備。

仁明天皇承和三年三月辛酉鑄錢司言被_レ給俸料一分之人唯一千束支朝夕不足衣服遲晉之日無糧還_レ京_ニ右大臣處分班_ニ舉正稅十六萬束於備後安藝周防長門豐前等國各三萬二千束以其利息每_レ人倍給_レ之。_(類聚國史卷八十三)

得_ニ彼國解_レ備。鑄錢司年中所_レ請造糲料物觸_レ色有_レ數從被_レ行_ニ當國_ニ之外更_ニ請_ニ他國_ニ其大宰管內長門等國送_ニ司有_レ便。彼備中國近_ニ於京師_ニ古司遙遠此國庸米遙涉_ニ滄海_ニ每年進_ニ京_ニ民疲_ニ運漕_ニ物恐漂沒_ニ望請_ニ停_ニ備中國一年送_ニ司米三百斛內百二十斛_ニ始_ニ從_ニ今年永令_ニ進_ニ京庫_ニ其代便以_ニ此國庸米_ニ充行_ニ所_レ殘百八十斛依_レ舊令_ニ送_ニ司家_ニ者右大臣宜依_レ請。備中國米百二十斛永令_ニ進_ニ京庫_ニ

嘉祥二年十月一日_(類聚三代格卷十四)

太政官符

應_ニ便割_ニ周防國田租穀_ニ充_ニ鑄錢料雜物直上事。

右參議從四位下守右大辨兼行侍從播磨守源朝臣希奏狀備_ニ謹_ニ檢案內_ニ鑄錢料雜物者備後周防長門伊豫筑前豐前肥後等國所_ニ備送_ニ也其用途支度前後有_ニ二自弘仁十三年至干天長五年別以三千五百貫_ニ爲_ニ限自天長六年至干承和元年以二萬一千貫爲_ニ限定此數_ニ之日支_ニ度用物課_ニ所_レ出國_ニ今_ニ交易進_ニ其後依_ニ銅鑄難_ニ採減_ニ省前後數以三千五百貫定爲_ニ年料須下隨_ニ其程減_ニ定用途_ニ而只減_ニ錢數不_ニ省_ニ料物然_ニ諸國牧宰勤致_ニ闕怠_ニ猶無_ニ究納_ニ年料之錢不_ニ由_ニ鑄備_ニ因_ニ茲年來之貢不過_ニ五六百貫是則幾似_ニ周防一國所_ニ送_ニ之物所_ニ鑄造_ニ也伏_ニ望者自_ニ今以後停_ニ止件七箇國交易_ニ割_ニ彼國納_ニ官租穀六十九百九斛九斗二升內_ニ爲_ニ鑄錢料雜

物直_ニ其應用白米黑米春鹽蒜絹庸布高布調綿庸鹿皮牛革油鐵鑿砾採藻紙墨筆薦苦稻等之雜物直准_ニ類_ニ二萬六千九百七十九束四分二毫相折遣穀四千二百十二斛二升五合然則雖_ニ有_ニ損年猶以可_ニ足矣况無損年寧無_ニ餘利乎但彼諸國交易雜物直稻除_ニ銅鉛料_ニ之外每年爲_ニ糙附_ニ帳言上者大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傳民部鄉陸奥出羽按察使源朝臣能有宣奉_ニ勅依_ニ奏_ニ寬平八年三月四日_(類聚三代格卷十四、宇多天皇實錄卷三)

(ハ) 職工員類及び鰫貨年額

太政官符 應_ニ減_ニ定鑄錢司工夫等事。

本數八十人今定_ニ四十八人_ニ將領八人_ニ造錢形生三人_ニ鑄手三人_ニ鐵工二人_ニ木工二人_ニ夫三十人_ニ

右得_ニ彼司解_レ備謹案_ニ舊例弘仁以往以三千五百貫文爲_ニ年料工夫之數糙無_ニ所見_ニ天長年中以一万一千貫文爲_ニ年料承和相承不_ニ改此數_ニ今檢_ニ案內_ニ太政官去承和元年十二月三日下_ニ司符備得_ニ司解_レ備見任將領二十人雜工二十人夫四十人總八十人而去天長九年所_ニ請舊錢去年改鑄既畢然則無_ニ作物聞_ニ頒停_ニ衣糧_ニ而件等人身直_ニ司家_ニ遠離_ニ鄉里_ニ停_ニ其資給_ニ愁吟尤切若_ニ爲_ニ置_ニ謹請_ニ官裁_ニ者右大臣宣_ニ宜_ニ給_ニ之者今依_ニ此符全給_ニ衣類論_ニ之公途甚多_ニ其費何者八十人工夫者是一万一千貫文之支度也今以三千五百貫文爲_ニ年料凡厥用度隨即可_ニ減但鑄錢之道薪炭爲_ニ本而樵路漸峻_ニ坡竈更遠_ニ前年一日之單當今數日_ニ功仍彼此折中所_ニ定如_ニ件望_ニ請官裁_ニ依_ニ件減定者左大臣宣奉_ニ勅依_ニ請昌泰二年五月二十八日_(類聚三代格卷四)

(ト) 鑄錢司官制

三代實錄

貞觀十年戊子六月二十六日庚寅周防國守兼任鑄錢司長官者四年爲_ニ秩限事

太政官符 應_ニ周國國守兼任鑄錢司長官者四年爲_ニ秩限事

右撰格所起請備大政官承和二年三月十五日符備件司遠置_ニ周防_ニ秩歷之期宣_ニ定_ニ六年者如今國守爲_ニ例兼_ニ任彼司長官_ニ於是國守

(二五)

秩限四年。長官歴期六年。然而國守秩滿長官然停。格文與事誠有相違。伏望令國守帶長官者以四年爲限者。中納言兼左衛大將從三位藤原朝臣基經宣奉勅依請。貞觀十一年二月二十八日。(三代實錄第十五卷、類聚三代格卷五)

太政官符 應減定官員一事。

主典三員減一員。史生四員減一員。長上三員。鑄錢長上二員。定二員。鑄錢長上一員。造錢形長上一員。

右得鑄錢司解一桶。官人多數死用少事。望請依件減定謹請官裁者。右大臣宣奉勅依請。

仁壽元年八月十五日

大政官符 應才長上秩六年爲限事。

鑄錢師一人。作錢形師一人。

右得鑄錢司解一桶。件長上是終身之任无有秩限。任此職者司無他望。今作鑄之生望在長上而待終身闕。恨無所進。望請以六年爲秩限。以勸後生。謹請官裁者。右大臣宣奉勅依請。齊衡二年九月十九日。(類聚三代格卷五)

太政官符 應依舊加置史生一員上事。

右得鑄錢司解一桶。件史生一員。依太政官仁壽元年八月十五日符減除。今檢案內一年作貢新錢一萬一千貫文。載船九艘。史生以上差使進上。自此之外。司中公文觸類數多。無人繕寫。而前司不熟物情。偏稱公平。申省件員。望請依舊加置件員。動濟公事。謹請官裁者。右大臣宣奉勅依請。齊衡二年十一月一日。(類聚三代格卷四)

延喜式卷十八 式部上。

凡不得周防國人任鑄錢司官人。

凡鑄錢司考文附周防國朝集使。

延喜式卷二十六 主稅上。

凡鑄錢司鎮守府官人已下到任之日。准國司給四分之一借貸。

(子) 鑄錢司長官

承和十四年二月丁卯朔丁丑從五位下安部朝臣甥麌兼鑄錢司長官周防守如故。(續日本後記)

嘉祥二年春正月丙辰朔戊辰從五位下丹墀真人弟梶爲周防守。夏四月甲子朔癸卯爲兼鑄錢司使長官。(同上)

仁壽三年春正月壬辰朔丁未賜宴侍臣。踏歌如常中略。從五位下三統宿稱眞淨爲周防守。夏四月庚午爲中宮大進。齊衡元年春正月丙戌朔辛丑爲美濃介中宮大進。如故。從五位下伴宿稱河男爲周防守。二月辛未爲鑄錢長官。周防守如故。(文德實錄)

貞觀元年正月十三日庚午散位從五位下藤原朝臣直道爲周防守。三月二十二日戊寅爲鑄錢長官。周防守如故。

三代實錄

三年春二月二十五日已以周防守從五位下藤原朝臣直道爲少納言。大藏少輔從五位下丹墀真人弟梶爲兼鑄錢長官。(同上)

牟春正月七日甲午 天皇御前殿覽青馬賜宴群臣奏樂賜祿如常。授鑄錢長官兼周防守從五位下丹墀真人弟梶從五位上。(同上)

七年春正月二十七日己酉勘解由次官從五位下安倍朝臣宗行爲周防守。三月十九日庚子爲兼鑄錢長官。(同上)

十年戊子春正月十六日辛亥踏歌之節。

天皇御紫宸殿宴于侍臣宮人踏歌宴竟賜祿如常。主稅頭從五位上兼行出雲守家原宿稱絳雄爲周防守。二月十七日辛巳爲兼鑄錢司長官。(同上)

元豐三年十一月丙辰朔旦冬至二十五日庚辰。

授鑄錢長官兼周防守從五位下春澄朝臣具瞻從五位上。(同上)

仁和二年丙午春正月十六日丙申踏歌之節。

天皇御紫宸殿宴于侍臣宮人踏歌賜祿如常。是日散位從五位下小野朝臣當岑爲周防守。二月二十一日辛未爲鑄錢司長官。周防守如故。(同上)

五月二十八日丙午前周防守從五位上紀朝臣安雄卒云々元慶六年除鑄錢長官兼周防守云々。西宮記云改鑄錢大臣奉勅仰博士令勘錢文奏定畢擇吉日召能者於陣頭令書字樣奏聞賜作物所形定副宮符下鑄錢司准新錢奉解文之後先奉神社佛寺云々。

(ア) 鑄錢司神社昇格及び其灰燼。

貞觀十五年九月二十七日己丑鑄錢司正六位上黑山神火山神並從五位下。(日本三代實錄卷二十四)

元慶二年六月二十三日丁癸周防守國正六位上山田神從五位以下。(日本三代實錄卷三十三)

朱雀天皇天慶三年十一月七日戊辰周防守國驛吾下鑄錢司爲レ賊被レ燒之由よ。(日本記畧後篇一、九代實錄)

第十節 岡田鑄錢司存立期間二ヶ月

岡田鑄錢司蹟は山城國相樂郡加茂村字錢司に在り存立期間二ヶ月にして後採銅所となれり、但し天長四年七月三日付大政官符中此可岡田に在るの曰云々ある故以前も亦鑄錢司在りしなり。

貞觀七年九月二十六日甲辰勅木工寮採銅於山城國相樂郡岡田鄉^ス舊鑄錢司止。(日本三代實錄卷十一)

貞觀七年十一月二十六日癸卯勅以山城國相樂舊鑄錢地二十餘町爲採銅之地。(日本三代實錄卷十二)

貞觀九年六月九日丙子勅山城國相樂郡舊鑄錢司地二十町貞觀七年爲採銅地今反賜左大臣朝臣信採銅之事依舊行之。(日本三代實錄卷十四)

貞觀十一年七月十日丙寅以前筑後守從五位下清原真人真貞爲山城國岡田銅山使判官一人主與一人。(日本三代實錄卷十六)

元慶五年八月二十日丙甲去六月停採山城國岡田銅一事上採銅使正六位上巨勢朝臣文主返進伊賀國庸米三百八十斛七斗五升吾合以伊賀國庸米充採銅之資糧故也。(日本三代實錄卷四十)

第十一節 葛野鑄錢司分所

存立期間日餘

此司の所在地葛野郷は山城國葛野郡大奏村字大奏及び京極村大字郡の地地方を稱へしなり、只貞觀永寶を最初に分けて鑄造せしのみにて其地所は直ちに處分せられたり。

貞觀十二年十一月十七日乙丑分遣使者諸社奉鑄錢司及葛野鑄錢所新錢。(日本三代實錄卷十八)

貞觀十二年十二月十三日庚寅勅收山城國葛野郷百姓地六段三百五十二步賜鑄錢所以乘陸田相轉給本主。(日本三代實錄卷十八)

大正十一年三月七日印刷

山口縣吉敷郡陶村第參百拾番屋敷

編纂兼發行人 米光長三郎

山口縣吉敷郡山口町大字道場門前第三十七番地

印 刷 者 平 佐 國 介
全 上

印 刷 所 大 同 印 刷 舍



終

